

地域プロジェクトマネージャー（LPM）応募手続要領

職種	採用人員	要件
地域プロジェクトマネージャー（LPM） 【子育て・教育総合専門員】	1名	・ 過疎、山村、離島、半島等以外の都市地域（3大都市圏含む）から安平町へ移住できる方 ・ 次のような特定の領域で専門的知識/実績と人脈があり、その分野でマネジメント（管理職業業務等）を経験した方 ▶子育て・教育 ▶子どもの人権 ▶コミュニティ形成 ・ PCスキルを含めたICTスキルを有する方 ・ 普通自動車運転免許を保有している方、または採用日までに取得見込みの方 ※詳細は、別添「募集要項」の人材要件定義をご覧ください。

1 要件等

【留意事項】

- * 採用決定後、都市地域等から安平町内へ令和5(2023)年4月1日までに移住(住民票を異動)することが条件となります。
(都市地域等の要件は、別添「地域要件」資料をご覧ください。)
- * 地方公務員法第16条に規定する欠格条件に該当する方は、試験を受けることができません。
(詳細につきましては、お問い合わせください。)

2 応募手続き

(1) 応募方法

次の書類を添えて応募してください。

- ① 受験申込書/履歴書（町指定の様式を使用。顔写真必要）
- ② 卒業証明書又は卒業証書の写し
- ③ 各種資格免許証の写し（普通自動車運転免許と①に記載したもの）
- ④ レポート

※受験申込書/履歴書は、町ホームページからダウンロードしてください。

(2) レポートについて

任意の様式により、次の内容で作成し提出してください。

内 容	あなたの専門性を有する特定の分野における知識やこれまでの実績・有する人脈やマネジメント経験等を明らかにしたうえで、あなたがLPMとして果たすことができる役割や具体的活動イメージと任期満了後のビジョンについて、当町が設定するプロジェクトの目的等に照らして説明してください。
-----	---

【留意事項】

- * 字数制限なし * PCでの作成可
- * 当町が設定するプロジェクトの目的等については、別添「募集要項」参照

(3) 受付期間

令和6年8月20日（木）必着

地域プロジェクトマネージャー（LPM）応募手続要領

（４） 提出方法等

電子メールによるデータ送信、郵便送達又は持参による。

※持参の場合は、8時30分から17時15分まで（休日除く）

※郵送の場合は、8月20日到着分まで受付（必着）

【提出先】

〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地

安平町教育委員会事務局 学校教育グループ

Mail : gk-kyouiku @town.abira.lg.jp

※メール提出及び郵便送達の場合は、原則翌日までに受理した旨返信します。

返信がない場合はお電話にてご連絡ください。（TEL0145-29-7036）

3 試験の日程及び試験内容等

試験期日	試験内容	試験会場
1次試験 令和6年8月21日（水） ～27日（火）	応募時提出書類による審査	来庁不要
2次試験 令和6年9月上旬（予定）	事前提出レポートをテーマにしたプレゼンテーションと、それに基づく口頭試問	安平町役場総合庁舎

【留意事項】

* 新型コロナウイルス感染予防等の観点から、オンラインでの試問に変更する場合があります。

〔1次試験について〕

- ・上記試験期日において書類審査を実施し、2次試験に臨んでいただく方を決定します。
- ・結果については、同期間中に電子メールにてお知らせします。
- ・結果連絡を受信しましたら、その旨ご返信ください。

〔2次試験について〕

- ・1次試験を通過した方に限り、ご来庁いただきプレゼンテーションを実施していただきます。
- ・プレゼンテーションのテーマは、『レポート内容について』です。プレゼンによりレポート内容をより詳細にご説明いただくものとします。
- ・PCをご使用の場合は、プロジェクタを用意しますので、HDMIケーブルで接続してください。この場合、プレゼンテーション用資料の印刷は不要です。

地域プロジェクトマネージャー（LPM）応募手続要領

- ・紙資料配布により実施する場合は、試験官用にご持参いただきます。
- ・2次試験の開始時刻やプレゼンテーション時間等詳細については、1次試験通過者数等に応じて決定し、1次試験結果のご連絡に際してお知らせします。

4 全体スケジュール

- 応募〆切 令和6年8月20日（火）（必着）
- 1次試験 令和6年8月21日（水）～同27日（火） 書類選考
- 結果通知 令和6年8月30日（金）までに電子メールにて
- 2次試験 令和6年9月上旬（予定） プレゼンテーション及び口頭試問
※時間等詳細は、結果通知時のご案内
- 結果通知 令和6年9月中旬（予定） 電子メールにて
※採用決定者へは、文書でもご案内
- 活動開始 令和6年10月1日（火）
※任用開始日は移住手続きに対応調整可